

専門医制度規則施行細則 第25条関係 (申請・更新のための所定の単位、業績基準)

【学会】

日本医学会総会 10 単位
本学会総会年次学術集会 10 単位
本学会関連地方学術集会（県レベル以上）5 単位
日本腎臓学会総会 5 単位
日本腎臓学会東部または西部学術大会 3 単位
日本泌尿器科学会総会 5 単位
日本泌尿器科学会東部・中部・西部連合総会 3 単位
日本泌尿器科学会地方会（県レベル）1 単位
日本内科学会総会 5 単位
日本内科学会地方会（地区レベル）2 単位
日本小児科学会総会 5 単位
日本小児科学会地方会（地区レベル）1 単位
日本外科学会総会 5 単位
日本人工臓器学会総会 5 単位
日本ME学会総会 3 単位
日本移植学会 3 単位
日本小児腎臓病学会 3 単位
日本小児腎不全学会 3 単位
日本救急医学会 5 単位
日本透析医会研修セミナー 3 単位
本学会主催生涯教育プログラム 5 単位 *1
ICN, ASN, ASAIO, ISAQ, ISBP等 5 単位
透析従事職員研修 10 単位
INF A等 5 単位
日本麻酔科学会（総会）5 単位

その他専門医制度委員会の認めた全国規模学術集会（学会）3 単位

日本急性血液浄化学会，日本アフェリシス学会，日本医工学治療学会，
日本集中治療医学会，日本腹膜透析医学会，日本腎臓病薬物療法学会，
日本腎臓リハビリテーション学会，日本下肢救済・足病学会

その他専門医制度委員会の認めた全国規模学術集会（研究会等）3 単位

ハイパフォーマンス・メンブレン研究会，日本次世代人工腎臓研究会，
日本腎不全外科研究会，日本小児PD・HD研究会，日本透析医会／研修セミナー，
全国腎疾患管理懇話会，日本サイコネフロロジー研究会，日本HDF研究会，
バスキュラーアクセスインターベンション治療研究会，
日本アクセス研究会／教育研修セミナー，維持透析患者の補完・代替医療研究会，
腎不全研究会，在宅血液透析研究会，長時間透析研究会，日本高齢者腎不全研究会，
日本透析クリアランスギャップ研究会，血液浄化心不全治療研究会，
日本腎栄養代謝研究会，電解水透析研究，ISN Frontiers 2018

【業績】本学会年次学術集会参加，発表および本学会誌（日本透析医学会誌、TAD、RRT）掲載論文は業績として認める。他学会や研究会の場合には，透析患者の血液浄化関連に限る。

《学会参加》*1

年次学術集会参加……………10 単位

《学会発表》*2

筆頭者……………各学会
出席単位の2倍
共同発表……………各学会
出席単位の1/2

《論文》*3

- ・本学会誌（原著、症例報告、総説は認める）
筆頭者……………20 単位
共同著者…………… 2 単位
- ・その他雑誌（原著、症例報告は認める）
 - ① 編集委員会にレフェリー制度があるもの。
 - ② 大学病院で発行されたものは認める，院内誌や製薬メーカー誌は含まれない。
 - ③ 学会の proceeding は論文として認める。
筆頭者……………5 単位
共同著者……………1 単位

《セルフトレーニング問題正答》*4

5 単位

《e-ラーニング問題正答》*5

1 単位

ただし、「教育講演（60分講演）」を1回または「教育講演（30分講演）」を2コマ連続で1回視聴し正答すること。

注*1：同一学術集会会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても5単位とする。

注*2：教育講演，シンポジウム，パネルディスカッション，ワークショップなどを含む指導医については地方学術集会での発表は1回のみが認められる。発表学会は別表に掲載された学会が望ましい。

注*3：原著論文として，透析患者の血液浄化関連に関する研究論文，症例報告を認める。

なお，原著論文は，資格認定申請年の6月30日までに，発行あるいは受理（アクセプト）されていること。

注*4：毎年認められる。

注*5：① e-ラーニング視聴による年間認定単位数上限は5単位とする。（ただし，年次学術集会に参加し教育講演等を聴講し5単位を取得した者を除く。）

② 認定期間5年間のうち卒後教育プログラム取得認定単位数上限は25単位とする。

| | | 単位 | 申請条件 |
|-----|------|----|---|
| 専門医 | 初回認定 | 30 | 本学会年次学術集会参加1回以上，学会筆頭発表1件以上と原著1編以上の両者（*6） |
| | 更新 | 50 | 本学会年次学術集会参加2回以上 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること |
| 指導医 | 初回認定 | 60 | 本学会年次学術集会参加3回以上（うち1回分は本学会認定地方学術集会参加でも可，ただし地方学術集会参加は1/2回と計算される） 別表学会筆頭発表2件以上（うち本学会年次学術集会1件以上または本会誌論文1編以上） |
| | 更新 | 60 | 本学会年次学術集会参加3回以上（うち1回分は本学会認定地方学術集会参加でも可，ただし地方学術集会参加は1/2回と計算される） 別表学会発表2件以上（うち本学会年次学術集会1件以上または本会誌論文1編以上） |

注*6：専門医については，筆頭者としての学会発表，および原著（必ずしも筆頭でなくてもよい）の両方が必要である．